

矢掛町地域防災計画修正 概要

令和4年3月
矢掛町

計画の概要

目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する計画であり、防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を示している。

町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

方針

現在の「矢掛町地域防災計画」は、令和2年3月に修正しているが、その後に災害対策基本法等の防災に関連する法律改正や上位計画である「防災基本計画」、「岡山県地域防災計画」等が修正されていることから、それらの内容との整合性を図る。

主な修正概要

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化された。

○避難勧告・避難指示を一本化

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直しを行う。

○広域避難に関する事項

災害発生のおそれが生じた段階での広域避難のために自治体間の協議。他自治体や運送事業者等との協定締結

最近の防災に関する施策の進展等を踏まえた修正

- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建の取組への支援の実施
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

○避難所における感染症対策

避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等。マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

○避難所開設・運営訓練の実施

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な推進

個別避難計画の作成

概要

高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。

(誰が支援し、どこに避難するかを記載した計画)

対象者は、高齢者や障害者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者。

町の取組

- ・真に必要な方について、令和8年度までの完成を目指す。
- ・個別避難計画作成の支援。

個別避難計画作成の流れ

- ①町内会長, 自治会長(自主防災組織の代表)(以下,「町内会長等」という。)が, 担当民生委員に対象の避難行動要支援者の名前を聴く。
- ②町内会長等が対象者宅で同意をもらう。(避難行動要支援者)に同意書を記入してもらう。
- ③同意のあった避難行動要支援者の台帳の写しを担当民生委員に用意してもらう。
- ④本人, 関係者(※)が集まって計画の2枚目とマイ・タイムラインを作成する。
(マイ・タイムラインの作成は任意)。
- ⑤計画の1枚目を変更する場合(避難支援者を変更する場合等)は, 民生委員が役場福祉介護課へ連絡する。
- ⑥町内会長等は, 本人に2枚目の下欄に署名をもらう。(押印不要)
- ⑦町内会長等は, 原本を役場福祉介護課に提出する。役場がコピーし, 町内会長等へ渡す。(町内会長等が本人, 避難支援者, 民生委員, ケアマネジャー(いれば)に渡す。)

※関係者は親族, 町内会長, 支援者, ケアマネジャー, 民生委員等必要な方。個人情報守秘義務を厳守する。

避難勧告・避難指示を一本化

概要

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災するケースが多かったため、「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化。

また、災害が発生・切迫し、避難が安全にできない場合に、緊急的に安全確保するように警戒レベル5「緊急安全確保」が設定された。

町の実施

町ホームページ, 広報紙, 出前講座等で町民への周知を図る。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5		きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～			
4		ひなんしじ 避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1		早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものでないため、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 高齢者以外の人も避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

広域避難に関する事項

概要

大規模災害のおそれが生じた場合は、1つの自治体内での避難が困難になることが想定されるため、住民が自治体の境界を越えて避難する必要がある。

よって、災害発生のおそれがある段階で要避難者を一定期間他の自治体へ避難させるために、「避難者の受入れ協議」「避難者の運送に関する要請」の仕組みについて位置付ける。

町の取組

大規模災害時に円滑な避難及び広域一時避難が可能となるよう他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

避難所における感染症対策

概要

感染症対策のため、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるように努める。また、マスクや消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の確保に努める。

町の取組

- ・各小学校、矢掛中学校、海洋センターの備蓄倉庫への感染症対策資材(パーティション、マスク、消毒液等)の備蓄。
- ・矢掛町避難所運営マニュアルの周知。

避難所開設・運営訓練の実施

概要

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に推進する。

町の取組

- ・矢掛町避難所運営マニュアルの周知。
- ・各地域における避難所開設・運営訓練を含めた防災訓練の支援。
(矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金を通じた訓練支援)